

さくら市農業委員会総会議事録（令和6年4月定例総会）

1. 開催日時 令和6年4月25日（木）午後1時30分から午後3時13分

2. 開催場所 さくら市役所 第2庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席委員（19人）

会長	20番	七久保 勉
会長職務代理者	8番	関 誠
委員	1番	古澤 一郎
	2番	手塚 栄一
	3番	小菅 和彦
	5番	田崎 次男
	6番	片岡 純雄
	7番	高木 るみ子
	9番	手塚 智枝子
	10番	神山 智子
	11番	小林 義和
	12番	石塚 良男
	13番	軽部 俊典
	14番	小堀 義明
	15番	小林 薫
	16番	小川 圭一
	17番	大谷 伸二
	18番	手塚 裕一
	19番	軽部 喜一

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	
第2	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第2号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第4号	農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について
	議案第5号	耕作放棄地の非農地通知書交付について
	議案第6号	さくら市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 大竹 宏委
副主幹兼係長 小倉 真理
主査 高野 洋
主事 大野 まりか

7. 会議

事務局	大竹	定刻になりました。 本日の出席委員は 19 名で、欠席はありませんので、定足数に達しており、総会は成立いたします。 それでは、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。
会長	七久保	皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、大変ご苦労様です。4 月も下旬になりまして、かなりの田圃にも水が入り、トラクターも動いております。3、4 日前の新聞にトラクターによる死亡事故が載っていました。これから農作業が本番になりますので、機械による事故・健康等に注意して農作業に励んでください。 それではただ今から、さくら市農業委員会 4 月定例総会を開催いたします。
事務局	大竹	それでは、さくら市農業委員会総会規則第 5 条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。
議長	七久保	それでは、会議に先立ちまして、3 月定例総会において承認されました常設審議委員会にかかる第 5 条の規定による許可、申請者 ○○ 1 件、△△ 1 件につきまして、栃木県農業会議に諮問したところ 3 月 28 日付けで許可相当の答申を受けました。 ○○については、3 月 28 日付けで許可書の交付を行いました。 △△への許可書については、さくら市の土地開発事前協議に合わせて交付しますので、ご報告いたします。 次に、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。 はじめに、第 1 調査会の委員長からお願いいたします。

1 番	古澤	本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件として議案第1号1件、議案第3号1件の合計2件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	七久保	次に、第2調査会委員長の報告を求めます。
11番	小林	本日午前9時30分より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第2号1件、議案第3号8件、議案第5号4件の合計13件でございます。後ほど担当委員から詳細な説明がありますのでご審議のほどよろしく願いします。
議長	七久保	次に、第3調査会委員長の報告を求めます。
17番	大谷	本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件として議案第3号9件、議案第5号2件の合計11件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	七久保	次に、第4調査会委員長の報告を求めます。
6番	片岡	本日午前9時30分より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第2号1件、議案第3号1件、議案第5号1件の合計3件です。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	七久保	それでは、議事に入る前に、議事録署名人を指名いたします。 19番の軽部喜一委員、5番の田崎次男委員を指名いたします。 それでは、議事に入ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。 番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	大野	それではご説明いたします。 (議案第1号番号1番について、朗読して説明する。)

		この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。
12番	石塚	案内図1-1をご覧ください。(申請の場所を説明する) 本申請は、譲渡人である〇〇さんが譲受人△△さんに農地を売買する案件です。△△さんは、ニラ栽培の専業農家です。申請地は5年前から〇〇さんの農地を△△さんが借り受け、ニラの栽培を行っていました。そんな中で、今回売買の話がまとまり本申請に至りました。 4月20日に地元農地利用最適化推進委員と、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しましたが何ら問題ないと思われます。 以上のような状況でございます。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第1号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第1号 番号1番については、原案どおり承認されました。 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。 番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第2号番号1番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、農地の集团的広がり約8.5haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断

		し、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。
13番	軽部	案内図2-1をご覧ください。(申請の場所を説明する) 以前に〇〇でも事業の確認が取れているということですが、今回子会社の△△が事業を継承という形になりまして、土地の面積等は変わらず計画されております。建築計画は、倉庫が4棟建つ予定です。砂利敷の駐車場を59台分用意します。主な事業は□□の倉庫と研究棟で、特に問題ないと思います。 4月19日に現地を確認し、また、本日の調査会において書類審査及び現地確認を行い、問題ないと判断いたします。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第2号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第2号 番号1番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第2号 番号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第2号番号2番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、いずれも土地区画整理事業施行地内でありますので第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。

3 番	小菅	この案件は、譲渡人の〇〇から譲受人の△△さんへ事業を承継する形で、事業計画変更する申請です。 上阿久津台地土地区画整理事業地内にありますので、場所の説明は省略させていただきます。 内容は、事務局の説明のとおりであり、この後、議案第 3 号番号 1 4 番で、△△さんの転用計画の詳細については説明しますので、ここでは省略させていただきます。 譲受人の△△さんは、自社ブランド住宅の提供及び宅地分譲等の不動産事業を行っています。事業内容等については特に問題ないと思います。 1 6 日に地元農地利用最適化推進委員と、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しましたが特に問題ないと思われます。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第 2 号 番号 2 番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第 2 号 番号 2 番については、原案どおり承認されました。 次に、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題に供します。 番号 1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第 3 号番号 1 番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、農業振興地域の農用地区域内にある農地ですが、農地改良のための一時的な転用行為であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。

議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。
12番	石塚	案内図3-1をご覧ください。(申請の場所を説明する) 本申請は、〇〇さんの農地を地元で土建・土木業を営む△△が賃貸借にて借り受け、一時転用し土砂等の埋め立てにより低地を嵩上げする案件です。 申請地は数年前まで水田利用して貸し出していましたが、現在は所有者に戻っております。今後水田として使用予定であります。周囲よりかなり低地で水捌けも悪いため、今回の申請に至りました。 工事内容は表土を30cmめくり、1.2m嵩上げを行います。なお、搬入土は県内の土木工事で出た搬出土を使用します。 土地の選定理由として、面積も4000㎡以上あり、有効利用に適しており、且つ、水利状況を修正すれば使用し易い状況にあるためです。 資金計画は、使用重機等料20万円、賃貸料10万円、整備料20万円、その他10万円の合計60万円は、全て自己資金で賄います。 周辺農地への被害防除対策として、申請地はネットでカバーし、粉塵等の飛散防止、雨天、強風時の作業は中止します。また、特定事業許可申請を予定しております。 4月20日に地元の推進委員と現地を確認し、また本日、調査会において書類審査および現地確認を行いました。何ら問題はないと考えております。 以上のような状況でございます。 審議の程よろしく申し上げます。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第3号 番号1番については、原案ど

		おり承認されました。 続きまして、議案第3号 番号2番から番号9番の8件については、譲受人及び転用目的が同一の所有権移転でありますので、一括審議とさせていただきます。 では、議案第3号 番号2番から番号9番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第3号 番号2番から番号9番について、朗読して説明する。) なお、番号2番から番号7番についての農地区分は、農地の集团的広がりが約9.5haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書により代替性の確認もとれております。また、番号8番、番号9番の農地区分については、都市計画法の用途地域でありますので、第3種農地と判断し、いずれも申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。
5番	田崎	案内図3-2から3-8をご覧ください。 (申請の場所を説明する) 案内図3-9をご覧ください。 (申請の場所を説明する) 本申請は、〇〇、親会社は△△でございます。売買により太陽光発電設備として転用する案件です。 申請者は□□市に本社を置く、太陽光発電設備を主な事業とする会社でございます。 転用行為の必要性和土地の選定理由ですが、申請地は陽当たりが良く、面積、周辺環境等において好条件であり、土地所有者から土地を譲り受けることができることとなったため、今回の申請に至っております。 土地利用計画ですが、案内図3-2から3-6、番号①・②・③・⑤については、太陽光パネル各180枚です。案内図3-8の⑦は、126枚設置します。案内図3-5の④は、102枚設置します。案内図3-7の⑥は、156枚設置します。案内図3-9の⑧については、180枚設置します。合計8箇所です。雨水については、敷地内自然浸透、その他排水はありません。

		なお、譲渡人の●●さんの土地について、抵当権や根抵当権がついておりますが、農地転用許可後解除となります。▲▲等に確認しましたが間違いありません。 資金計画につきましては、総事業費、自己資金 9,073 万 7 千円の残高証明付きでございます。 周辺農地への影響ですが、東西南北、農地や宅地ですが影響はございません。 19 日に地元の推進委員と現地を確認し、また本日、調査会において書類審査および現地確認を行いましたが無ら問題はないと考えております。 皆様のご審議の程よろしく申し上げます。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第 3 号 番号 2 番から番号 9 番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第 3 号 番号 2 番から番号 9 番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 3 号 番号 10 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第 3 号番号 10 番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある 10ha 以上の農地の区域内にありますので、第 1 種農地と判断しますが、不許可の例外「既存施設の拡張であって、かつ、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないもの」でありますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。

案内図 3-10 をご覧ください。(申請の場所を説明する)

この案件は、事務局の説明のとおり、賃貸人〇〇さん、賃借人△△になっています。

転用目的が事務所兼倉庫の拡張で、権利の設定移転の原因は賃借権です。

この案件は、令和〇年〇月の定例総会で農振除外の申請が出された場所です。

事業計画ですが、△△は解体業をしております。事業拡大に伴い、駐車スペースの確保が早急に必要となりました。

土地の選定理由としまして、会社敷地から 5 m 以内の土地を考えており、農地法等において許可見込みがある土地であるため、申請地が最良であると判断しました。

土地利用計画ですが、駐車スペース、通路兼車両 U ターンスペース、緑地、L 型擁壁、U 型側溝、集水桝、合計 448.5 m²が必要となりました。進入路の位置としまして市道に接続、既存の出入口を使用します。取水・排水計画ですが、取水・汚水の排水は、建物の建築は無いので必要ありません。雨水は敷地内をアスファルト舗装又は緑地として道路側に U 型側溝を設置し流れ込むよう土地造成し、U 型側溝から集水桝へ流し、集水桝から地下浸透槽へ浸透させることとなります。

土地の造成としまして、通路、駐車スペースには砂利を 1 m 程度盛土し、アスファルト舗装を 0.2 m 程する予定です。緑地には砂利を 0.6 m 程度盛土し、その上に土をかぶせて植物を育てる環境にします。

資金計画は、支出の部・土地造成工事費 250 万円、その他諸経費 110 万円、合計 360 万円、全額自己資金で賄います。

周辺農地への被害防除対策としまして、敷地の東側・南側は農地、北側は宅地、西側は道路となっております。道路境界線及び隣接農地境界線に L 型擁壁を設置し、周辺農地に土砂が流出することがないようにします。雨水等は道路側に U 型側溝を設置し敷地内の雨水を地下浸透槽へ流れ込むようにし、周辺農地に流出することのないようにします。建物の建築はいたしませんので日照・通風に影響はありません。

4 月 17 日に地元の推進委員と現地を確認し、また本日、調査会において書類審査および現地確認を行いましたが無問題は無いと考えております。

皆様のご審議の程よろしく申し上げます。

議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第３号 番号１０番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第３号 番号１０番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第３号 番号１１番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	（議案第３号番号１１番について、朗読して説明する。） なお、農地区分は、農地の集团的広がり約８．５ｈａで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第２種農地と判断し、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。
１３番	軽部	場所の説明は、先ほど２－１で出ました案件と同じ場所ですので省略させていただきます。 本案件は、〇〇から△△へ農地の権利の移転ということでございます。先ほどの事業継承に伴った移転です。 事業計画・土地の選定理由ですが、基幹顧客である□□があること、高速道路へのアクセスも良い、道路事情が良好ということで、こちらになっております。 土地利用計画ですが、倉庫が計４棟、出入り口２箇所設置、通路はアスファルト舗装、駐車場は砂利で５９台、給水は市営水道から給水、排水については、雨水は敷地内側溝へ集水し雨水調整池より地区外排水、汚水は合併処理浄化槽で処理後、雨水調整池へ放流します。 資金計画は、土地取得費６，０９０万円、造成工事費が５億１，２００万円、建築工事費１３億円、消費税が入りまして合計２０

		億 5,410 万円です。全て自己資金で対応します。 周辺農地への被害防止対策ですが、ブロック積及び安定勾配による法面設置し土砂の流出入防止を図るとともに、隣接する農地の出入りのために進入路を確保します。日照等の影響を良好にするために山林を伐採するということです。 本日、調査会において書類審査および現地確認を行いましたが無ら問題はないと考えております。 皆様のご審議の程よろしく申し上げます。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第 3 号 番号 11 番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第 3 号 番号 11 番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 3 号 番号 12 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第 3 号番号 12 番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、農地の集团的広がりが約 3.5ha で、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第 2 種農地と判断し、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。
19 番	軽部	案内図 3-12 をご覧ください。(申請の場所を説明する) 譲渡人〇〇さん、譲受人△△、申請者△△は□□に所在地を置き、太陽光発電事業を主に展開している法人であります。 土地利用計画は、陽当たり良好で、周りほぼ全て太陽光パネルが設置されている状況です。その一番端に新たにこの転用する

		敷地があります。 土地利用計画につきましては、太陽光パネル１５８枚を設置し、５０ｋＷ以下の発電を目的としています。 資金計画は、総額１，２０４万２千８４円全て自己資金で賄います。 周辺農地への被害防除対策としては、雨水は敷地内に地下浸透、フェンスを設置しまして被害等を防ぎます。 ４月２０日に地元の推進委員と現地を確認し、また本日、調査会において書類審査および現地確認を行いましたが無ら問題はないと考えております。 以上のような状況でございます。 皆様のご審議の程よろしく申し上げます。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。
３番	小菅	資金計画の支出の金額が大きいような気がしますが、間違っていますか。
事務局	高野	金額を修正します。
議長	七久保	他にございますか。 それでは、採決に入ります。 議案第３号 番号１２番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第３号 番号１２番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第３号 番号１３番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	（議案第３号番号１３番について、朗読して説明する。） なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内にありますので第３種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。

議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。
3 番	小菅	この案件については、上阿久津台地土地区画整理事業地内です。場所の説明は省略させていただきます。 この案件は、〇〇から△△さんが建売住宅を購入する案件です。 譲受人はアパートに住んでいます。現在の住居では間取りが狭いためマイホームの必要性を感じ、住宅を探していたところ、〇〇の建売分譲地が上阿久津台地土地区画整理事業地内にあり、その住宅を取得することになりました。 土地の選定理由ですが、当地は区画整理事業地内であり、周辺農地は宅地化が急速に進み、戸建住宅が立ち並ぶ住宅街になっております。駅や小学校、大型スーパーへのアクセスも容易であることから利便性に富んでおり当地で住宅購入を決断しました。 土地利用計画ですが、木造 2 階建 1 棟、駐車スペース 2 台分、給水は、さくら市事業水道管より受水、生活雑排水は公共下水道に放流、雨水については宅地内にて浸透処理します。周辺ですが、東側・西側・北側は宅地、南側は道路です。周辺農地への影響等はございません。 資金計画ですが、用地費・建築工事費・諸経費合わせて 2,960 万円、それを自己資金 50 万円手付金として支払済、残りは住宅ローンを借りる予定です。融資証明書も添付されております。 今月 19 日に地元の推進委員と現地を確認し、また本日、調査会において書類審査および現地確認を行いました。特に問題はないと考えております。 ご審議の程よろしく申し上げます。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 3 号 番号 13 番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】

議長	七久保	全員挙手ですので、議案第3号 番号13番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第3号 番号14番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第3号番号14番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、いずれも土地区画整理事業施行地内でありますので第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。
3番	小菅	この案件は、先ほどの議案第2号番号2番で〇〇から事業を継承する△△が申請した所有権移転の案件です。 譲受人の△△は、住宅の提供及び宅地分譲等の不動産事業を行っております。申請地は上阿久津台地土地区画整理事業地内にあり、整備が進んだ優良宅地であります。この場所で自社の自由設計住宅を販売したいと考え、住宅の建築を前提とした宅地分譲を行うため本申請をしました。 土地の選定理由は、国道・県道へのアクセスが良く、保育園や小学校及び大型商業施設があることから大変便利であり、この転用による周辺農地への被害及び集团的農地を浸食する恐れが無いことから、一般住宅用地として最適地であると考え選定しました。 土地利用計画ですが、一般住宅用宅地分譲3区画、区画Aは228.90㎡、区画Bは295.28㎡、区画Cは263.22㎡です。給水は公共上水道・排水は公共下水道に接続、雨水は敷地内浸透の予定です。 資金計画は、土地取得費、事務費合わせて2,750万円、全額自己資金にて賄います。残高証明書も添付されております。 現況で南側は雑種地、太陽光発電施設になっておりますが、それ以外は全て道路と宅地であり周辺に農地はありません。特に問題は無いと考えております。 先日、地元の推進委員と現地を確認し、また本日、調査会において書類審査および現地確認を行いました。特に問題はないと考えております。 ご審議の程よろしく申し上げます。

議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第 3 号 番号 1 4 番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第 3 号 番号 1 4 番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 3 号 番号 1 5 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第 3 号番号 1 5 番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、農地の集団的広がりがある 1 0 h a 以上の農地の区域内にありますので、第 1 種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。
1 1 番	小林	案内図 3－1 5 をご覧ください。(申請の場所を説明する) 申請地は、譲渡人〇〇氏より譲受人〇〇氏が売買し転用する案件です。 転用行為の必要性と土地の選定理由ですが、以前より自己所有の住宅を建てたいと考えていたところ、生活しやすい環境である地域であり、交通の利便性も良く、小学校に近く今後子どもが生まれて通学する場合に通学しやすいことや、上水道からの給水が出来、住宅として最適地としてこの土地を選定いたしました。 土地利用計画としまして、居宅 1 2 5 . 2 5 m²平屋建、駐車場 2 台、取水は上水道より給水、排水は合併浄化槽処理後に敷地内処理する計画です。雨水は敷地空間の砂利敷とし浸透処理を考えております。

		資金計画ですが、建築費・土地取得費・その他費用合計4,000万円、全額融資にて賄います。金融機関の融資証明書が付いております。 周辺農地への被害防除対策ですが、北側・南側は宅地、東側は道路、西側に農地がありますが、境界にコンクリート土留等を設置し土砂流出を防止します。 18日に地元の推進委員と現地を確認し、また本日、調査会において書類審査および現地確認を行いましたが無問題ではないかと考えております。 皆様のご審議の程よろしく申し上げます。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号 番号15番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第3号 番号15番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第3号 番号16番から番号19番の4件については、一連の共有物分割でありますので、一括審議とさせていただきます。 では、議案第3号 番号16番から番号19番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第3号 番号16番から番号19番について、朗読して説明する。) これらの案件については、4名の共有地に4名それぞれの住宅が建築されており、それを4分割に分筆をして、4名それぞれの住宅敷地の所有権をそれぞれの単独所有とするための所有権移転です。 なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内にありますので第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。

		以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。
3 番	小菅	この案件については、上阿久津台地土地区画整理事業地内です。場所の説明は省略させていただきます。 事務局の説明のとおり、1つの土地を4人の連名で所有していたという状況を、現在居住している住宅に分割して所有権を移転する案件です。 この土地は平成〇〇年・△△年に転用を行っていて、土地取引も完了しました。従前地の分割を行っていなかったため今回申請しました。今年の□月に不動産屋さんに残っていた分の土地の、4名への贈与も済ませており、換地になる直前のこのタイミングで所有権を割り振るということです。 今月19日に地元の推進委員と現地を確認し、また本日、調査会において書類審査および現地確認を行いました。何ら問題はないと考えております。 皆様のご審議の程よろしく申し上げます。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号 番号16番から番号19番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第3号 番号16番から番号19番については、原案どおり承認されました。 次に、議案第4号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を議題に供します。
1 番	古澤	議案第4号につきましては、当事者であるため退席いたします。
7 番	高木	議案第4号につきましては、当事者であるため退席いたします。

		す。
議長	七久保	議案第 4 号につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、当時者である 1 番「古澤一郎 委員」、7 番「高木るみ子 委員」の退席を許可します。 【1 番 古澤 一郎 委員 退席】 【7 番 高木るみ子 委員 退席】
議長	七久保	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	大野	この議案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規程に基づき市が定める農用地利用集積計画、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用配分計画となります。 令和 6 年度 第 1 号 公告予定年月日は令和 6 年 4 月 30 日です。 計画の内容といたしましては、利用権設定が新規設定 16 件、再設定 26 件、農地中間管理権取得が 25 件、所有権移転が 1 件です。 なお、詳細については、別紙の農用地利用集積計画書のとおりです。 以上です。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第 4 号について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第 4 号については、原案どおり承認されました。 1 番「古澤一郎 委員」、7 番「高木るみ子 委員」の着席を願います。

		【1 番 古澤 一郎 委員 着席】
		【7 番 高木るみ子 委員 着席】
議長	七久保	ここで暫時休憩とします。 (午後 2 時 4 1 分から午後 2 時 5 0 分の間、暫時休憩)
議長	七久保	それでは会議を再開します。 次に、議案第 5 号「耕作放棄地の非農地通知書交付について」 を議題に供します。 番号 1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	小倉	(議案第 5 号番号 1 番について、朗読して説明する。) (場所の説明をする。) 農振地域外、土地改良未実施、現地確認担当者 軽部喜一委 員、現地確認日は令和 5 年 8 月 1 7 日です。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。
1 9 番	軽部	案内図 5－1 をご覧ください。(申請の場所を説明する) 4 月 2 0 日に地元の推進委員と現地を確認し、また本日、調査 会において書類審査および現地確認を行いました。既に現場は 山林化しており、耕作放棄地として 1 5 年以上は経っていると思 います。農地に戻すことは不可能ではないかという判断になりま した。 以上のような状況でございます。 皆様のご審議の程よろしく申し上げます。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第 5 号 番号 1 番について、承認される方の挙手を求めま す。

		【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第５号 番号１番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第５号 番号２番について、事務局の説明を求めます。
事務局	小倉	(議案第５号番号２番について、朗読して説明する。) (場所の説明をする。) 農振地域外、土地改良未実施、現地確認担当者 神山智子委員、現地確認日は令和５年９月８日です。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。
１０番	神山	案内図５－２をご覧ください。(申請の場所を説明する) この耕作放棄地は３８年に渡り作られていないということで、現地を見ると、ほとんど杉林になっております。 ２０日に地元の推進委員と現地を確認し、本日調査会で書類審査及び現地確認しましたが、農地に戻すことは無理ではないかという結論に至りました。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第５号 番号２番について、承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第５号 番号２番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第５号 番号３番について、事務局の説明を求めます。

事務局	小倉	(議案第5号番号3番について、朗読して説明する。) (場所の説明をする。) 農振地域外、土地改良未実施、現地確認担当者 小菅和彦委員、現地確認日は令和5年11月7日です。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。
3番	小菅	案内図5-3をご覧ください。(申請の場所を説明する) 内容は事務局の説明のとおりです。農地に復元することは無理だと考えられます。 19日に地元の推進委員と現地を確認し、本日調査会で書類審査及び現地確認しましたが、復元するのは難しいという結論に至りました。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第5号 番号3番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第5号 番号3番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第5号 番号4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	小倉	(議案第5号番号4番について、朗読して説明する。) (場所の説明をする。) 農振地域外、土地改良未実施、現地確認担当者 小菅和彦委員、現地確認日は令和5年11月7日です。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。

3 番	小菅	案内図 5－4 をご覧ください。(申請の場所を説明する) 状況は先ほどと同じで農地に復元することは無理だと考えられます。 以上のような状況でございます。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第 5 号 番号 4 番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第 5 号 番号 4 番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 5 号 番号 5 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	小倉	(議案第 5 号番号 5 番について、朗読して説明する。) (場所の説明をする。) 農振地域外、土地改良未実施、現地確認担当者 小菅和彦委員、現地確認日は令和 5 年 1 1 月 7 日です。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。
3 番	小菅	案内図 5－5 をご覧ください。(申請の場所を説明する) 内容は事務局の説明のとおりです。現場はほぼ山林状態でございます。 1 9 日に地元の推進委員と現地を確認し、本日調査会で書類審査及び現地確認しましたが、非農地にするのはやむを得ないと考えます。 皆様のご審議をお願いいたします。

議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 5 号 番号 5 番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第 5 号 番号 5 番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 5 号 番号 6 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	小倉	(議案第 5 号番号 6 番について、朗読して説明する。) (場所の説明をする。) 農振地域外、土地改良未実施、現地確認担当者 大谷伸二委員、現地確認日は令和 5 年 8 月 7 日です。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。
17 番	大谷	案内図 5－6 をご覧ください。(申請の場所を説明する) 詳細については事務局の説明のとおりですが、案内図 5－6 中央の赤い部分を取り下げです。資料の 122 ページをご覧ください、去年の写真ですが耕してある状況なので取り下げということです。 22 日に地元の推進委員と現地を確認し、本日調査会で書類審査及び現地確認しましたが、15 年以上作っていないということで、周りも同じ状況で道路との境も分からない状況です。耕作するのは無理ではないかという判断です。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】

議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第 5 号 番号 6 番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第 5 号 番号 6 番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 5 号 番号 7 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	小倉	(議案第 5 号番号 7 番について、朗読して説明する。) (場所の説明をする。) 農振地域外、土地改良未実施、現地確認担当者 片岡純雄委員、現地確認日は令和 5 年 8 月 2 2 日です。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いいたします。
6 番	片岡	案内図 5－7 をご覧ください。(申請の場所を説明する) 8 月に農地パトロールに行き、今回 2 0 日に地元の推進委員と現地を確認し、本日調査会で書類審査及び現地確認しましたが、耕作できない状態でありますので、受理するのは妥当かと思います。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第 5 号 番号 7 番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第 5 号 番号 7 番については、原案どおり承認されました。

事務局	小倉	次に、議案第 6 号「さくら市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について」を議題に供します。 事務局の説明を求めます。
		それではご説明いたします。 昨年 7 月の第 1 回総会において推薦したさくら市農業振興地域整備促進協議会委員の古澤一郎委員がこの度、〇〇土地改良区の理事長に就任されました。それに伴い、さくら市農業振興地域整備促進協議会委員が土地改良区理事長と農業委員で重複するため、再度推薦することになります。任期は 2 年ではありますが、今回は、推薦後から令和 7 年 7 月 3 1 日までとなります。 以上です。
		ただいま、事務局より説明がありましたがどのように選出したらよいか、お諮りいたします。 【議長一任の声あり】
		議長一任の声がありましたが、議長一任でよろしいか、賛成の方の挙手をもとめます。 【全員挙手】
		全員挙手ですので、さくら市農業振興地域整備促進協議会委員には、第 1 調査会 副委員長の小林薫委員を推薦したいと思います。 賛成される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、さくら市農業振興地域整備促進協議会委員には、小林薫委員を推薦することに決しました。 次に、報告第 1 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について」番号 1 番から番号 1 2 番、 報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について」番号 1 番から番号 9 番はお目通しを願います。 本日の議題はすべて終了しました。 以上を持ちまして、さくら市農業委員会 4 月定例総会を閉会い

たします。

(午後 3 時 1 3 分)